

## 報告事項(2)

# 県の相談支援体制整備に係る現状報告

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」（令和6年3月29日障発0329第26号、こ支障第89号）（一部抜粋）

### 【都道府県協議会の主な機能】

- 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- **都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議**
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。。

## 報告事項：沖縄県の相談支援体制整備に係る現状報告

### 報告の趣旨

- 都道府県協議会の主な役割として、「都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議」があげられてる。
- 沖縄県のアドバイザーの活動や圏域単位の支援体制整備の在り方については、**本年度厚生労働省が開催する相談支援体制整備に関する全国ブロック会議において、全都道府県及び全市町村を対象に好事例として取組報告が行われている。**
- 一方、宮古及び八重山圏域においてはアドバイザーが不在のため他圏域アドバイザーにより支援を行っていることや、現在の体制による取組を継続的に実施していくためには中長期的な視点でアドバイザーの後継者を育成していく必要があるといった課題もある。
- 現在の体制を継続的に実施していくため、自立支援協議会において本県の相談支援体制整備に係る現状及び課題の共有等を行う。**

### 報告のながれ

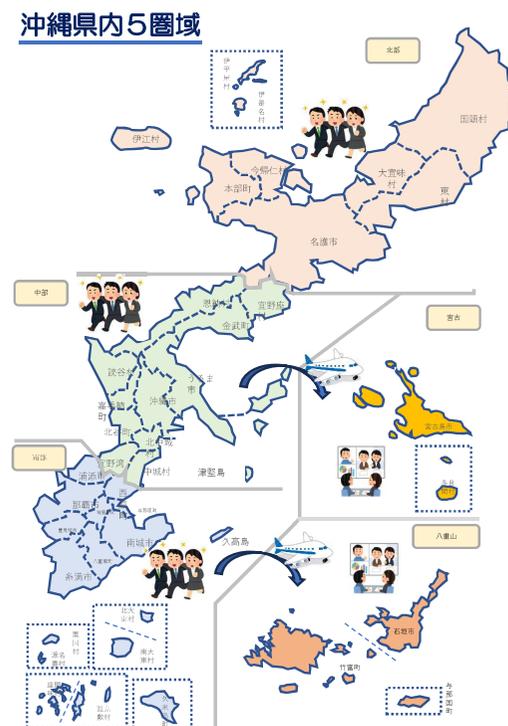
- 1 現状報告**  
 沖縄県のアドバイザー等の配置状況や圏域自立支援連絡会議での取組及び県自立支援協議会における役割について現状の報告を行う。
- 2 全国における評価**  
 厚生労働省が開催する相談支援体制整備に関する全国ブロック会議での沖縄県取組報告についての情報共有を行う。国もアドバイザーによる取組の強化を推進している。
- 3 課題**  
 離島圏域におけるアドバイザーの確保及びアドバイザーの後継者の養成に係る課題の共有
- 4 共通認識**  
 現在の配置型体制を継続的に実施していくため、中長期的な視点でアドバイザーの後継者を育成していくことが重要であることの共通認識を確認する。



全国ブロック会議での取組報告



他都道府県(北海道庁)からの相談対応



# 令和7年度 沖縄県障害者自立支援協議会体制図

## 沖縄県障害者自立支援協議会 (障害者総合支援法89の3(1))

### 【役割】

- (1) 地域の実態把握・情報共有
- (2) 地域の支援体制のバックアップ
- (3) 全県の課題の把握・助言
- (4) 専門的分野の支援法策の普及
- (5) 人材育成

### 【構成員(19名)】

- (1) 相談支援事業者 (2)
- (2) 障害福祉サービス事業者 (1)
- (3) 保健・医療関係者 (2)
- (4) 教育・雇用関係機関 (4)
- (5) 企業・不動産関係事業者 (一)
- (6) 障害者関係団体の代表者 (2)
- (7) 障害者等及びその家族 (2)
- (8) 市町村 (2)
- (9) 学識経験者 (1)
- (10) 知事が必要と認める者 (3) (圏域アドバイザー)

### 圏域アドバイザー 連絡会議 (地域生活支援事業)

- アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行いつつ、各分会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る
- 推進員を各圏域に配置し、圏域自立支援連絡会議の運営や市町村からの情報収集等により地域の支援体制の構築を図る

### 分会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

- (1) 相談支援・人材育成分会
- (2) 療育・教育分会
- (3) 医療的ケア児支援分会  
(「協議の場」)
- (4) 就労支援分会
- (5) 権利擁護分会  
(差別解消支援地域協議会)
- (6) 住まい・地域支援分会

### ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

- ① ケアマネワーキング
- ② 現任研ワーキング
- ③ 初任研ワーキング
- ④ サビ管ワーキング
- ⑤ 主任研ワーキング
- ⑥ 強度行動障害ワーキング
- ⑦ ピアサポートワーキング
- ⑧ 離島支援ワーキング
- ⑨ 障害児移行支援ワーキング
- ⑩ 医療的ケア児コーディネーターワーキング
- ⑪ 就労支援ワーキング
- ⑫ 虐待防止ワーキング
- ⑬ 合理的配慮ワーキング
- ⑭ 地域移行・定着ワーキング

### 【関係する協議会・機関等(抜粋)】

- 沖縄県障害者施策推進協議会  
(障害者基本法36(1))
- 沖縄県発達障害者支援センター  
(地域生活支援事業)
- 障害者就業・生活支援センター  
(地域生活支援事業※生活支援分)
- 沖縄県居住支援協議会  
(住宅セーフティネット法51(1))
- 沖縄県精神障害者にも対応した地域  
包括ケアシステム構築推進連絡協議会  
(地域生活支援事業)

## 各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

### 分会

- (1) 相談分会  
(北部、中部、南部、宮古、八重山)
- (2) 療育・教育分会  
(北部、中部、南部、宮古、八重山)
- (3) 就労分会  
(北部、中部、南部、宮古、八重山)
- (4) 住まい・地域支援分会  
(北部、中部、南部、宮古、八重山)

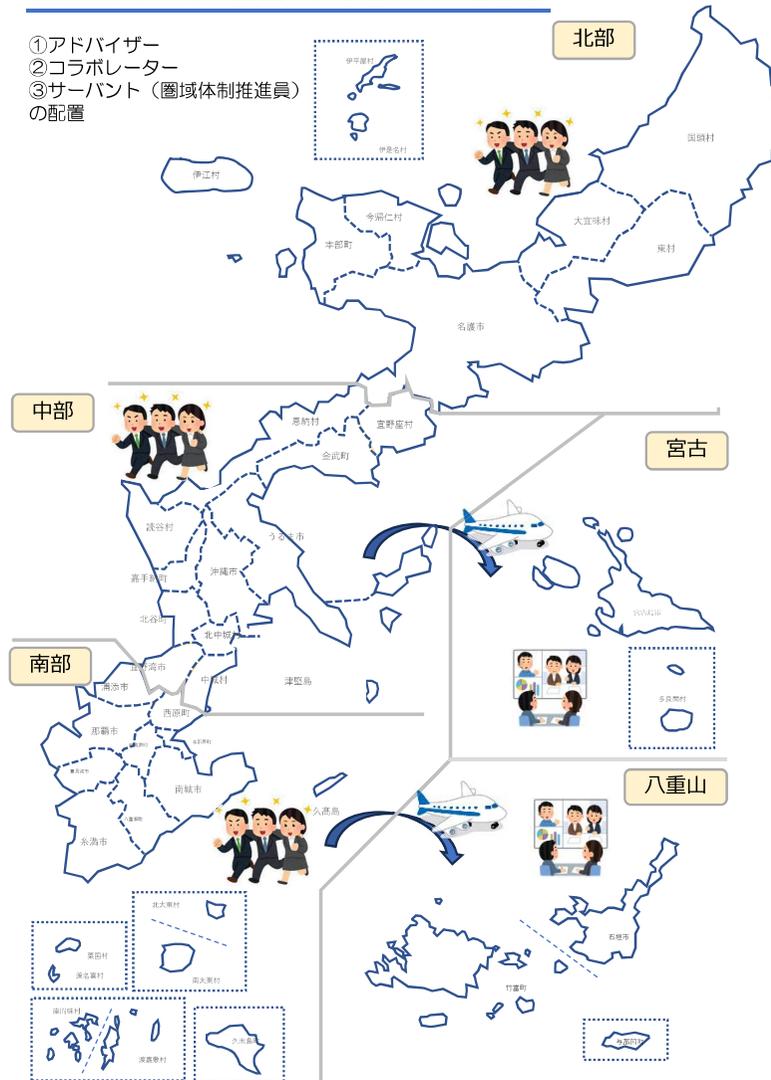
## 市町村自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3(1))

# 沖縄県障害者自立支援協議会の特徴

## アドバイザー等の配置による協議会の活性化

- ①アドバイザー
- ②コラボレーター
- ③サーバント（圏域体制推進員）の配置



### 1 アドバイザー配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にアドバイザーを3名配置。宮古圏域には、中部アドバイザーを、八重山圏域には南部アドバイザーを派遣。

事業内容（抜粋）

- ・地域の相談支援体制の整備に向けた指導、調整
- ・**地域の協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等**
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
- ・**都道府県が設置する協議会の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施。**

### 2 コラボレーター配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にコラボレーターを3名配置。

事業内容（抜粋）

アドバイザーを補佐するとともに、**県各圏域自立支援連絡会議及び県自立支援協議会の各部会における円滑な協議、連携を図るために配置。**

### 3 サーバント（圏域体制推進員）配置（地域生活支援事業）

北部、中部、南部圏域にサーバント（圏域体制推進員）を3名配置。八重山圏域には南部圏域体制推進員を派遣。

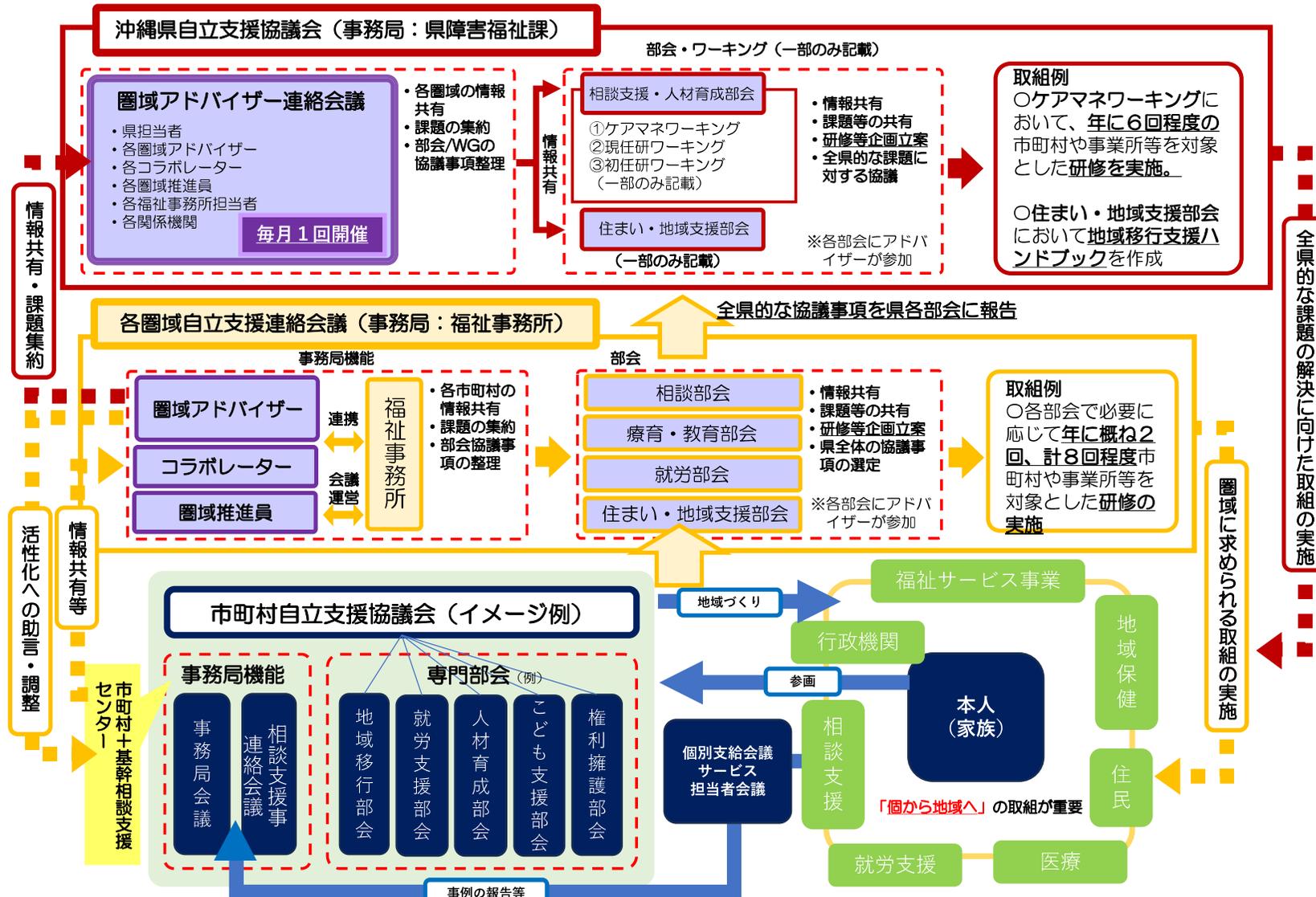
事業内容（抜粋）

アドバイザー及び各福祉事務所と連携し以下の業務を実施

- ・**県の圏域自立支援連絡会議の運営に係る業務の補助等**

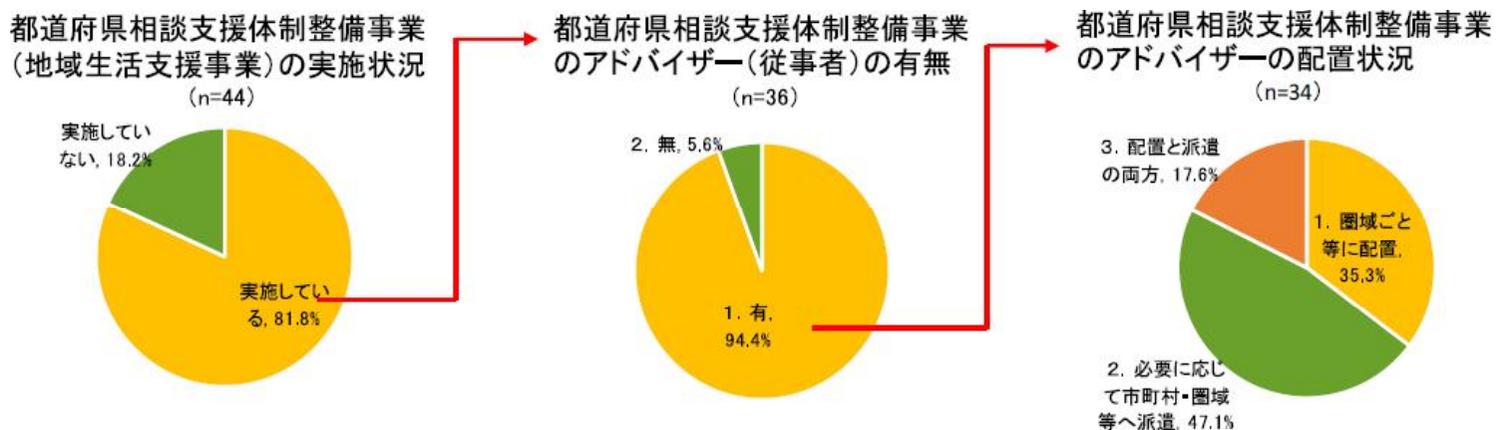
# 自立支援協議会の活性化におけるアドバイザー等の役割

R7.6.26 障害福祉課

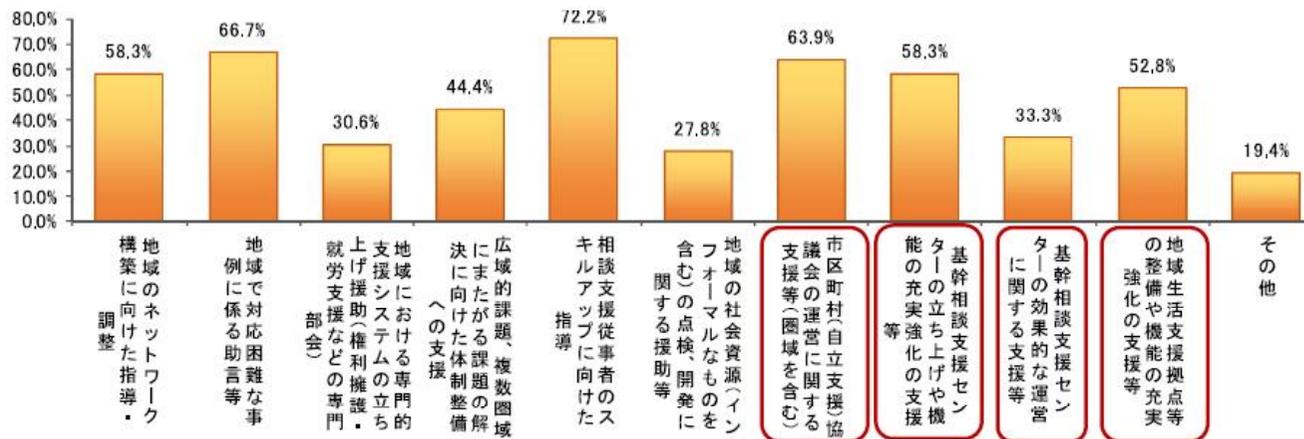


自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

## 【参考】 都道府県の市町村支援に関する実態調査(令和5年度障害者総合福祉推進事業)



都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーの業務 実施状況(令和4年度) (n=36)



資料：厚生労働省 令和5年度障害者総合福祉推進事業「地域の相談支援体制整備及び(自立支援)協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究」報告書(p116~118)

## 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業) (令和6年度の取組)

### 基幹相談支援センター

### 地域生活支援拠点等

高知県

- ・未設置市町村に対し意向調査の実施
  - ・市町村との意見交換会を実施し、県の自立支援協議会の専門部会で今後の支援についての協議
  - ・協議会ガイドラインを活用し、市町村自立支援協議会の進め方（ひな形）や「セルフチェックシート」を作成し、市町村に提供
- ➡一定規模の市町村において、設置に向けた具体的な協議の開始

大分県

- ・市町村への実態調査（設置・整備状況調査）の実施
  - ・市町村自立支援協議会担当者会議において情報共有やグループワークの実施
  - ・アドバイザーの派遣
- ➡基幹相談支援センター：令和6年度末までに新たに7市町で設置見込み  
※地域生活支援拠点等の整備状況は精査中

沖縄県

- ・協議会ワーキングやアドバイザー連絡会議の場での課題整理
  - ・市町村への実態調査
  - ・市町村向けの連絡会を開催し、調査結果等の共有（予定）
- ➡令和7年4月1日時点で新たに14市町村が設置見込み

- ・協議会ワーキングで研修会（自治体及び関係者向け）の内容の検討
  - ・研修会を実施し、研修中の質疑応答をQAに整理
  - ・管内市町村の先進事例の共有（予定）
- ➡令和7年度に5市町村が整備見込み

### Ⅲ. 今回ヒアリングした5つの事例の概要（事例報告から抜粋）

新潟県	<p>○地域のネットワークを活かし、福祉圏域を単位とした持続的な支援体制の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県自立支援協議会に<b>専門アドバイザー</b>等が参加する「<b>圏域部会（連絡調整会議）</b>」を設置、市町村自立支援協議会との接続機能を担う。</li> <li>・基幹センターの設置の進展を踏まえ、令和4年度から市町村の要請に基づく<b>派遣型専門アドバイザー</b>へ変更。</li> <li>・専門アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かし、基幹相談支援センター、市町村職員、専門アドバイザーとの連携による地域づくりを<b>圏域単位</b>で<b>主体的に推進</b>していく体制を再構築。</li> </ul>
大阪府	<p>○府自立支援協議会における市町村支援の基本方針に基づき<b>アドバイザー派遣事業</b>を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地域自立支援協議会情報交換会</b>を定期的で開催し、<b>市町村の自立支援協議会担当者向けに研修会</b>の実施や<b>好事例の共有、意見交換等</b>を実施。</li> <li>・<b>アドバイザー派遣事業</b>を核として地域自立支援協議会の課題の抽出・支援を実施する仕組みを構築。</li> <li>・市町村アンケート等から市町村が抱える課題を洗い出し、「<b>アドバイザー会議</b>」で支援対象・方法等を検討。</li> <li>・府の自立支援協議会を通じてアドバイザーを派遣。市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施。</li> </ul>
高知県	<p>○行政（県担当部署）による積極的な市町村へのアウトリーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県自立支援協議会「<b>相談支援体制づくり部会</b>」が市町村自立支援協議会との接続口となり課題を共有。</li> <li>・県担当部署の適格な現状分析のもと「<b>相談支援アドバイザー事業</b>」を通じて、市町村に対する個別支援を実施。</li> <li>・アドバイザーは各市町村の自立支援協議会に参加、「<b>アドバイザー連絡会</b>」（県担当者も参加）で情報共有。</li> <li>・中土佐町、四万十町において、共同で地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討。</li> </ul>
大分県	<p>○アドバイザーによる積極的な市町村へのアウトリーチ（適度な「おせっかい型」巡回訪問）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県自立支援協議会に設置した「<b>市町村担当者会議</b>」が県内の市町村自立支援協議会との接続口となり、助言や研修等を通じて市町村支援を行う体制を構築。</li> <li>・基幹設置や拠点等整備に苦戦する市町村の状況を踏まえ、「おせっかい型」市町村巡回訪問を実施。</li> <li>・宇佐市において、基幹設置、地域生活支援拠点等の機能強化、協議会の体制の見直しを一体的に推進。</li> </ul>
沖縄県	<p>○<b>圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員が圏域単位で市町村を支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内5圏域に「<b>圏域自立支援協議会（事務局：福祉事務所）</b>」を設置。</li> <li>・県自立支援協議会に「<b>圏域アドバイザー連絡会議</b>」を設置。課題を共有し、圏域アドバイザー（北部、中部、南部）が圏域単位で市町村を訪問（鳥しょ部の圏域（宮古、八重山）もカバー）。</li> <li>・8町村共同における基幹相談支援センター設置（北部圏域）。西原町における基幹相談支援センターのあり方検討（直営から委託に移行）（南部圏域）。</li> <li>・支援プロセスを通じて、<b>コラボレーター</b>を次期圏域アドバイザーとして育成。</li> </ul>

## V. 都道府県の支援を活用した市町村の取組概要（事例からピックアップ）

### <単独市町村の取組>

宇佐市 (大分県)	<p>○時機を得たアドバイザーの適度な「おせっかい型訪問」を活用し、拠点、基幹、協議会の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制を構築する必要があった。</li> <li>・アドバイザーの支援を受けて、市が抱える課題の整理とともに、市と民間事業所、市と県の間に入り、調整をしてもらうことで関係者のモチベーション向上と適切なスケジュール管理によって体制を構築できた。</li> <li>・新体制による官民協働の取組がスタートし、チームで行う「地域づくり」の機運が高まっている。</li> </ul>
A市 (大阪府)	<p>○アドバイザー派遣を活用し、協議会運営の見直し、基幹センター設置に向けて検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直しを検討する必要があった。</li> <li>・地域課題の抽出に当たって、アドバイザーの支援を受けて、主任相談支援専門員・委託相談支援事業所相談員・基幹相談支援センター・行政がゼロから一緒に取り組むことで、相互理解や共通認識が得られた。</li> <li>・市全体で相談支援体制の強化に向けて意識がより醸成された。</li> </ul>
西原町 (南部圏域) (沖縄県)	<p>○圏域アドバイザーの参加を得て、基幹相談支援センターのあり方を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題を官民で協議する必要があった。</li> <li>・協議に当たって、圏域アドバイザーに協議会の委員として参加してもらうことで議論を深めることができた。</li> <li>・基幹の運営委託に際して、町内の主任相談支援専門員の知見を活用した事業展開の重要性について助言を受ける等、基幹のあり方について関係者間で認識を共有し、令和7年度より直営から委託に移行できた。</li> </ul>

### <複数市町村・圏域単位の取組>

中土佐町・ 四万十町 (高知県)	<p>○県担当者の参加を得て、複数事業所の協働による相談支援体制構築に向け2町で議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制の強化を検討する必要があった。</li> <li>・県から地域生活支援拠点の概要や財源確保、拠点の要綱案等の情報提供を受け、これまでに役場で検討していた体制案と、相談支援事業所側で考えた体制案をすり合わせ、官民の認識の共有ができた。</li> </ul>
北部圏域 8町村 (沖縄県)	<p>○圏域アドバイザーの参加を得て、8町村共同で基幹相談支援センターを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部圏域（9市町村）の小規模な8町村（離島含む）でどのように基幹を設置するかが課題となっていた。</li> <li>・町村自立支援協議会（相談部会）へ圏域アドバイザーに参加してもらうことで、継続的に協議を進め、北部圏域8町村において単独契約・共同設置の形で基幹相談支援センターを設置することができた。</li> </ul>
下越圏域 (新潟県)	<p>○県の主導により、福祉圏域を単位とした持続的な支援体制を再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹設置の進展を踏まえ、地域に官民連携による主体的な相談支援体制を再構築する必要があった。</li> <li>・会議等の設置要綱の作成や研修企画を県と基幹相談支援センターや委託相談が協働で作成するプロセスを通じて、各市町村職員、基幹相談支援センター等の職員がアドバイザーと連携して地域の相談支援体制を構築する重要性の理解が浸透した。</li> </ul>

## 市町村・都道府県へのご依頼事項

### 都道府県

#### ☑ 管内市町村向けの研修の開催

昨年度に引き続き、継続して取り組みをお願いしたい。特にオンライン研修に参加していない市町村へのフォローアップについて注力いただきたい。なお、管内向市町村向けの研修内容については、本日の研修内容や、既に研修を意欲的に実施している他の都道府県（事例報告いただいた都道府県）などの状況も十分に踏まえたものとし、管内市町村が各種取組を進める上で有意義なものとなるよう創意工夫をお願いしたい。

#### ☑ アドバイザーに関する取組の強化

自治体の事例紹介にもあるとおり、「地域生活支援体制整備の取り組みの充実度」と「アドバイザーの活動の活性化」は相関関係が大きいと考えられる。このような傾向やP77、P78の資料も参考に「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」（注）等も活用しながら地域生活支援体制の充実に向けて取り組んでいただきたい。

（注）令和6年度から令和8年度までの時限的な実施を想定しているため、次年度での積極的な活用を検討ください。

なお、「都道府県におけるアドバイザーの配置状況」や「都道府県が市町村職員等を実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数」は、令和7年9月25日に開催された社会保障審議会障害者部会（第149回）での「令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」における議論の中で、活動指標項目（例）として資料に記載されているところであり、こうした議論の方向性についても注視いただきたい。

【掲載先】（資料P20）：[001568051.pdf](#)

## 1 現在の体制に至った経緯

### ■各圏域にアドバイザー等を常勤配置することの重要性

○沖縄県では平成19年度以降、各圏域に圏域アドバイザーを「常勤配置」しております。

○圏域アドバイザーは、毎年度当初に圏域内の市町村に挨拶周りをを行い、人事異動のあった市町村担当職員との顔合わせや前年度からの引継ぎ事項、今年度取り組むべき事項についての確認を行います。

○市町村との繋がりを継続的に持つことで、市町村が圏域アドバイザーに相談しやすい体制が構築されております。

○圏域アドバイザーは市町村からの相談に対する助言や市町村自立支援協議会への参加を通じて、市町村が抱える課題を把握することができます。

○圏域内の市町村が抱える課題を把握することで、圏域特有の課題や求められる研修等の内容を整理し、県の自立支援協議会の各部会・ワーキングにおいて検討を行ったうえで圏域に求められる取組を実施しております。

○このような取組が実施できるのは圏域アドバイザーを常勤配置し、アドバイザーによる積極的な働きかけが継続的に実現できているからであり、本県の取組として非常に重要なポイントであると考えております。

## 2 組織的・構造的な取組のノウハウ

### ■次期アドバイザー候補を見据えたコラボレーターの配置

沖縄県では、圏域アドバイザーを補佐する者として圏域コラボレーターを配置しております。

圏域コラボレーターは次期圏域アドバイザー候補として位置づけられております。圏域アドバイザーによる活動を継続的に実施していくためには後継者の育成も重要な事項となっております。

### ■各圏域に福祉事務所を支える圏域推進員の配置

圏域アドバイザーは県内の各福祉事務所に配置しております。圏域アドバイザーの活動が福祉事務所の担当の異動等に影響されず継続的に実施できるように、各福祉事務所の業務の補助を行う圏域推進員を配置しております。



## 3 課題

### ■次期アドバイザー候補を見据えたコラボレーターの配置に係る課題

各圏域アドバイザー、コラボレーターはそれぞれ別の法人の職員から選任されております。コラボレーターが圏域アドバイザーとして配置されるためには、コラボレーターが所属する法人内の人事異動や勤務条件等について、法人との十分な調整を行う必要があります。

### ■福祉事務所を支える圏域推進員の配置に係る課題

圏域アドバイザーが継続的な活動を実施するためには、福祉事務所を支える圏域推進員の配置が重要となりますが、現在、圏域推進員を配置できていない圏域があるため、圏域推進員の確保が急務となっております。

## 4 横展開に向けたポイント

### ■アドバイザーの選任方法

圏域アドバイザーが圏域内の課題を把握し、圏域に求められる取組を実施していくためには、圏域内の関係機関が圏域アドバイザーに相談しやすい状況であるが重要な条件となっております。

このことから、沖縄県では圏域アドバイザーの選任方法について、手上げ式による公募ではなく、圏域内の関係機関からの声を反映した福祉事務所の推薦方式をとったうえで任命を行っております。

圏域内の関係機関からの信頼があり、相談しやすい体制を構築できる者を圏域アドバイザーとして選任する必要があります。そのため、次期圏域アドバイザーは中長期的な視点から育成及び選任していく必要があります。

### ■コラボレーター、圏域推進員の選任方法

コラボレーターは上述の理由により、次期アドバイザーとして圏域内の関係機関からの信頼がある者の中から選任していく必要があります。また、圏域推進員については、福祉事務所と圏域アドバイザーをつなぐ役割があるため、双方との連携が円滑に実施できる者の中から選任していく必要があります。